

報告対象建築物の判断（ケーススタディ）

(1) 児童福祉施設等（注意4に掲げるものを除く。）（用途コード21）の場合

判断基準：F ≥ 3階 又は A > 300 m²

（平屋建て、かつ、床面積の合計が500 m²未満のものを除く）



判定：対象

[F ≥ 3階 : YES (3階建ての老人福祉センター)]

[A > 300m² : YES (老人福祉センターの床面積の合計が600m²)]

※老人福祉センターは通所施設



判定：対象

[F ≥ 3階 : NO (2階建ての児童養護施設)]

[A > 300m² : YES (児童養護施設の床面積の合計が700m²)]

※児童養護施設は通所施設

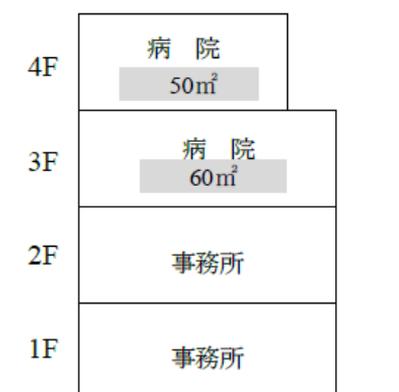
(注意4) 高齢者、障害者等の就寝の用に供する建築物（助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設その他これに類するもの、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービスを行う事業所）

(2) 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、児童福祉施設等（注意4に掲げるものに限る。）（用途コード21）の場合

判断基準：地階若しくはF \geq 3階 又は A \geq 300 m²

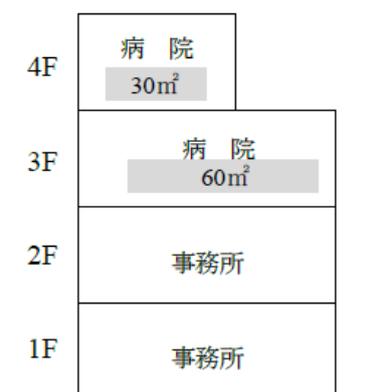
（平屋建て、かつ、床面積の合計が500 m²未満のものを除く）

① F \geq 3階 …… 3階以上の階で、病院・旅館・ホテルの用途に供する部分（下図の \square 部分）の床面積の合計が、100m²を超えるもの。



判定：対象

[F \geq 3階 :YES(3階以上の階で、病院の床面積の合計が110m²)]



判定：対象外

[F \geq 3階 :NO(3階以上の階で、病院の床面積の合計が90m²)]



判定：対象

[F \geq 3階 :YES(3階建ての有料老人ホーム)]
[A \geq 300m² :YES(有料老人ホームの床面積の合計が3,000m²)]



判定：対象

[F \geq 3階 :NO(2階建ての福祉ホーム)]
[A \geq 300m² :YES(福祉ホームの床面積の合計が1,300m²)]

(注意4) 高齢者、障害者等の就寝の用に供する建築物（助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設その他これに類するもの、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービスを行う事業所）

(3) 旅館又はホテル（用途コード 13 のものを除く。）（用途コード 22）の場合

判断基準：地階若しくは $F \geq 3$ 階 又は $A \geq 300 \text{ m}^2$

（平屋建て、かつ、床面積の合計が 500 m^2 未満のものを除く）

② $A \geq 300 \text{ m}^2$ …… 旅館・ホテルの用途に供する部分(下図の部分) の床面積の合計が、 300 m^2 以上のもの。



[$A \geq 300 \text{ m}^2$: YES (ホテルの床面積の合計が 350 m^2)]



[$A \geq 300 \text{ m}^2$: NO (ホテルの床面積の合計が 250 m^2)]



[平屋建て、かつ、床面積の合計が 500 m^2 未満のものを除く: YES (平屋建て、かつ旅館の床面積が 400 m^2)]

(4) 複合用途建築物（用途コード 33）の場合

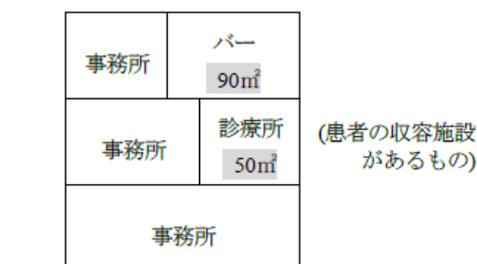
判断基準：F ≥ 3階 又は A > 500 m²

用途コード33の複合用途建築物というのは、一つの建築物内に用途コード11～14、21～24、31、32の用途があり、それぞれの用途に供する部分の床面積はそれぞれ単独では「規模又は階」に満たない場合について、複数の用途を集合体としてとらえ、ある一定規模以上のものについて報告の対象とするように規定したものである。

- ① F ≥ 3階 …… 3階以上の階で、複合用途に供する部分(下図の 部分)の床面積の合計が、100m²を超えるもの。



判定: 対象
 [F ≥ 3階: YES (3階以上の階で、診療所・飲食店の床面積の合計が110m²)]

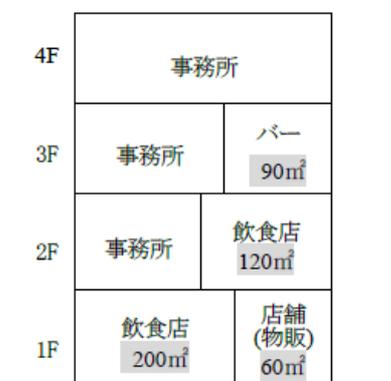


判定: 対象外
 [F ≥ 3階: NO (3階以上の階で、バーの床面積の合計が90m²)]

- ② A > 500m² …… それぞれの用途に供する部分(下図の 部分)の床面積の合計したものが、500m²を超えるもの。



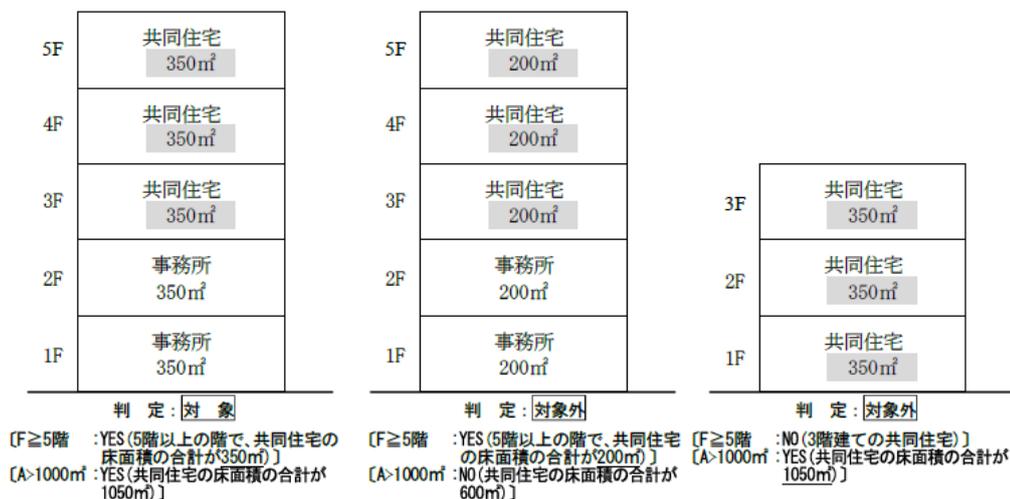
判定: 対象
 [A > 500m²: YES (飲食店・美術館・バーの床面積の合計が590m²)]



判定: 対象外
 [A > 500m²: NO (飲食店・物販店舗・バーの床面積の合計が470m²)]

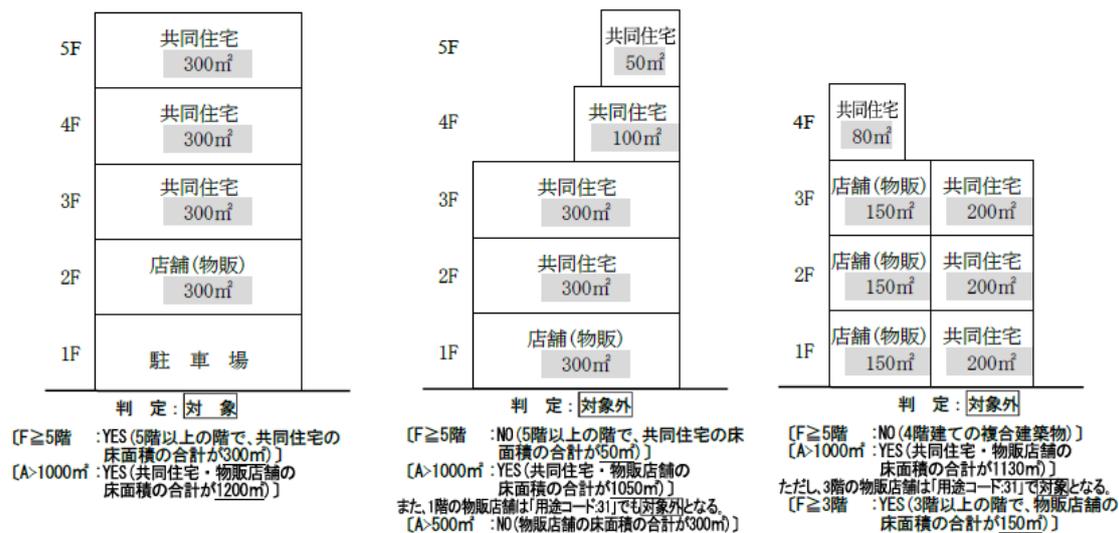
- (5) 下宿、共同住宅、寄宿舍（注意4に掲げるものを除く。）（用途コード40）の場合
 判定基準：F ≥ 5階かつA > 1000㎡

5階以上の階で、共同住宅の用途に供する部分の床面積の合計が、100㎡を超え、なおかつ、共同住宅の用途に供する部分（下図の  部分）の床面積の合計が、1000㎡を超えるもの。



(注意4) 高齢者、障害者等の就寝の用に供する建築物（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム）

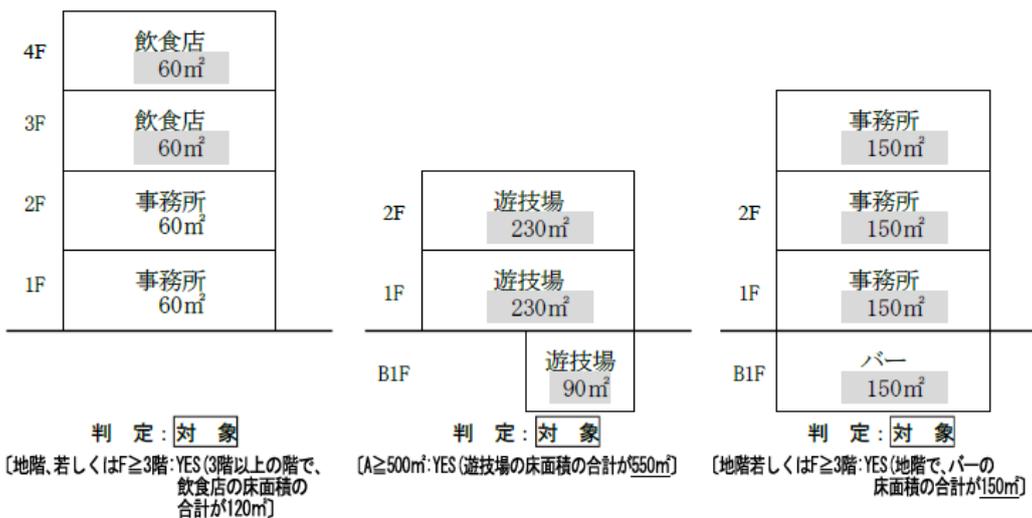
- (6) 共同住宅等と他の用途（事務所を除く）の複合建築物（用途コード：28）の場合
 判定基準：「F ≥ 5階かつA > 1000㎡」



(7) 展示場・キャバレー・遊技場・飲食店等（用途コード：32）の場合

判定基準：「地階若しくはF \geq 3階又はA \geq 500m²」

地階若しくは3階以上の階で、展示場・キャバレー・遊技場・飲食店等の用途に供する部分の床面積の合計が、100m²を超えるか、又は、その用途に供する部分(下図の \square 部分)の床面積の合計が、500m²以上のもの。



(8) 事務所 (用途コード: 34) の場合

判定基準: 「F ≥ 3 階かつ A > 1000㎡」

(ただし、5階以上の建築物で延べ面積が、2000㎡を超えるものに限る。)

5F	事務所 410㎡	5F	事務所 410㎡	6F	事務所 250㎡
4F	事務所 410㎡	4F	事務所 410㎡	5F	事務所 250㎡
3F	事務所 410㎡	3F	事務所 410㎡	4F	事務所 250㎡
2F	事務所 410㎡	2F	事務所 410㎡	3F	事務所 250㎡
1F	事務所 410㎡	1F	店舗(物販) 410㎡	2F	事務所 250㎡
	判定: 対象		判定: 対象	1F	店舗(物販) 250㎡
	[階 ≥ 5階: YES (5階以上の建築物)] [延べ面積 > 2000㎡: YES (延べ面積が 2050㎡)] [F ≥ 3階: YES (3階以上の階で、事務所の床面積の合計が 1230㎡)] [A > 1000㎡: YES (事務所の床面積の合計が 2050㎡)]		[階 ≥ 5階: YES (5階以上の建築物)] [延べ面積 > 2000㎡: YES (延べ面積が 2050㎡)] [F ≥ 3階: YES (3階以上の階で、事務所の床面積の合計が 1230㎡)] [A > 1000㎡: YES (事務所の床面積の合計が 1640㎡)] ただし、1階の物販店舗「用途コード: 31」は対象外となる。 [A > 500㎡: NO (物販店舗の床面積の合計が 410㎡)]		[階 ≥ 5階: YES (6階建ての建築物)] [延べ面積 > 2000㎡: NO (延べ面積が 1500㎡)] [F ≥ 3階: YES (3階以上の階で、事務所の床面積の合計が 1000㎡)] [A > 1000㎡: YES (事務所の床面積の合計が 1250㎡)]

5F	貸倉庫 450㎡	4F	事務所 600㎡
4F	貸倉庫 450㎡	3F	事務所 600㎡
3F	事務所 450㎡	2F	事務所 600㎡
2F	事務所 450㎡	1F	事務所 600㎡
1F	駐車場 450㎡		
	判定: 対象外		判定: 対象外
	[階 ≥ 5階: YES (5階以上の建築物)] [延べ面積 > 2000㎡: YES (延べ面積が 2250㎡)] [F ≥ 3階: YES (3階以上の階で、事務所の床面積の合計が 450㎡)] [A > 1000㎡: NO (事務所の床面積の合計が 900㎡)]		[階 ≥ 5階: NO (4階建ての建築物)] [延べ面積 > 2000㎡: YES (延べ面積が 2400㎡)] [F ≥ 3階: YES (3階以上の階で、事務所の床面積の合計が 1200㎡)] [A > 1000㎡: YES (事務所の床面積の合計が 2400㎡)]